

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第125回本部会議 記録

日 時／令和4年9月9日（金）

15：00～15：30

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第125回本部会議を開催します。
まず、「国の基本的対処方針の変更」、「道内の感染状況等」について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明願います。

【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧くださいと思います。昨日、政府の対処方針分科会で、基本的対処方針の一部が改正されましたので、その主なポイントについてご説明いたします。オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直しとしまして、まず、その考え方ですけれども、オミクロン株は、若者の重症化リスクが低い一方、高齢者のリスクは引き続き高く、こうしたウイルスの特性を踏まえまして、感染症法上の措置の見直しを図るものがございます。具体的には発生届の対象者の見直し、いわゆる「全数届出の見直し」ですが、発生届の対象者を、①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬投与などが必要な者、④妊娠している者、こういった4類型に限定しまして、今月26日から全国一律で適用することとなっております。その際、発生届の対象外の者が安心して自宅療養できますよう、①抗原定性検査キットのOTC化、いわゆるインターネット販売の解禁、②体調悪化時に連絡・相談できる「健康フォローアップセンター」の全都道府県での整備、③必要に応じ、宿泊療養や配食などの支援を可能とするなど必要な環境を整備すること、とされてございます。また、今回の見直しに伴いまして、HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数や、「健康フォローアップセンター」の登録者数を集計しまして、全数把握を継続することとされてございます。

続いてスライド2です。陽性者の自宅療養期間の見直しですけれども、有症状者が10日間、無症状者が7日間となっている自宅療養期間の取扱いは、引き続き、自身による検温、また、重症化リスクのある者との接触や感染リスクの高い行動を控えることを前提としまして、これを短縮することとして、今月の7日から適用されてございます。具体的には、有症状の場合、7日間かつ症状軽快後24時間に変更となりますものの、現に入院している方については10日間となります。また、無症状の場合、5日目の抗原定性検査キットで陰性であった場合には、5日間に変更となり、さらに陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行いますものの、症状軽快後24時間を経過するか、無症状の場合には、自主的な感染予防行動の徹底を前提としまして、食料品の買い出しなど、必要最小限の外出を許容することとなっております。

最後にスライド3です。イベントの開催制限でございます。一つの会場でエリアを分けた場合には、各々の上限を設定できるとされまして、9月8日からですが、「大声あり」エリアでは50%、「大声なし」エリアでは100%という収容率をそれぞれ設定できるとされてございます。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2、道内の感染状況でございます。まず、スライドの1です。主要な指

標の状況について、昨日9月8日時点で、新規感染者数は全ての地域で今週先週比が1を下回っておりまして、人口10万対では札幌市607.7人、札幌市を除く地域で640.6人、全道で628.1人と、高い水準にはございますものの、減少傾向が継続しており、療養者数は増減しつつも減少が続いております。また、病床使用率ですが、全道で34.5%、札幌市を除く地域35.2%と、減少傾向が継続しておりますが、札幌市は33.2%と、増減しつつ減少傾向が続いているものの、いずれの地域も未だ高い傾向にございます。

続いてスライド2です。各圏域の状況ですが、新規感染者数の先週比が道北圏を除きまして1を下回っておりますものの、引き続き高い水準で推移している中、旭川市を含む道北圏につきましては増加の状況にありまして、療養者数も同様の傾向にございます。

また、病床使用率ですが、いずれの圏域でも増減を繰り返しながら減少傾向にありますものの、十勝圏や道北圏は依然として高い水準にございます。

続いてスライド3、総評1です。全国の状況です。新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率は依然高い水準にございます。国の専門家は、新規感染者数は着実に減少しているが、全国的には本年2月のピークよりもまだ高い感染レベルが継続しており、一部地域では感染者数の減少の鈍化がみられると指摘しております。本道は他県と比較しますと、いずれも低い状況が続いておりますものの、新規感染者数の先週比は他県に比べて減少幅が小さい状況となっております。

医療提供体制です。療養者数は、増減をしながら減少し、また、病床使用率は、減少傾向にございまして、札幌市は増減をしながら減少しております。地域によりましては、十勝圏や道北圏で高い水準にありまして、重症病床使用率は5.1%と、ここ数日増加しております。

感染状況です。新規感染者数は、8月26日に先週比が1を下回って以降、14日連続で減少し、年代別では30代以下の割合が約6割と増加し、特に10代未満の割合が増加しております。

続いてスライド4、総評2です。今後の対策です。「BA.5対策強化宣言」の下、引き続き、道民の皆様にも基本的な感染防止行動の徹底やワクチン接種の検討を呼びかけますとともに、事業者の方々に、感染防止対策と社会経済活動の両立に向け取り組むよう働きかけてまいります。9月8日、政府対策本部で、「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定されまして、療養の考え方の転換と全数届出の見直し、これは今月26日から全国一律適用でございます。また、全国民を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種促進、陽性者の自宅療養期間の考え方が示されてございます。全数届出の見直しは、道としましても、9月26日から実施をいたします。その際、①自宅療養の方が安心して過ごせるための環境整備、②そうした方を適切に医療に繋いでいく、③保健所や医療機関の負担を軽減する、こういった観点の下、既に取組を開始した他県の状況や国の考え方などの確認とともに、保健所設置市や関係団体とも情報共有をしながら、「健康フォローアップセンター」の機能や体制の検討などを含め、課題への対応に向けた考え方の整理を進めてまいります。

療養証明書は、国は、全数届出の見直し適用の9月26日以降、発生届の対象外の方には発行しないこととしたため、具体的な取扱いについての国の動向を注視し、今後の周知などについて検討を進めてまいります。

続いてスライド5、総評3です。「北海道陽性者登録センター」ですが、石狩管内の札幌市を除く地域を対象としまして、検査キットの配布や陽性者の登録をしている中、診療・検査医療機関の更なる負担軽減のため、9月13日から対象年齢を広げ、地域を26全ての道立保健所管内に拡大して実施をいたします。

オミクロン株対応ワクチンの接種ですが、初回接種を完了した12歳以上の全ての者を対象に、10月半ば目途の接種開始や、高齢者や医療従事者等は、9月半ば以降の前倒し接種の開始が示されております。また、特例臨時接種の実施期間ですが、令和4年度末まで延長の方向が示されましたので、詳細の情報収集を進めつつ、関係団体とも共有し、今後の道の対応や市町村の支援の検討を加速してまいります。

5歳から11歳へのワクチン接種ですが、新たに努力義務化されたことや、3回目接種が可能なことも踏まえまして、円滑な接種に向け、医療関係団体との調整とともに、保護者等の理解を深めるため、周知・啓発を行ってまいります。

また、療養期間の短縮等ですが、国の通知を踏まえまして、道としても速やかに保健所や関係機関に通知をしております、その詳細につきましては、後ほどスライド31を参照いただければと思います。

自宅療養セットの配送ですが、9月9日、本日から全26保健所で電子申請受付の開始とともに、電子申請が困難な方を対象としたコールセンターを開設しまして、更なる配送期間の短縮を進めてまいります。

次にスライド6以降について、何点か主要な動向を補足説明いたします。スライド24をご覧ください。

新規感染者数は棒グラフのとおりですが、全ての年代で減少傾向がございますものの、他の年代に比べ、10代以下の減少幅は小さい状況でございます。また年代別割合ですが、左側の円グラフのとおり、30代以下の割合が最も高く、57%程度となっております、10代以下の減少幅が他の年代より小さいことから、その割合が増加している状況でございます。

次にスライド26をご覧ください。ワクチン接種ですけれども、3回目接種は、9月7日現在、VRSベースで約348万6,000人、接種率は67.3%と全国を上回っております、このうち65歳以上は約151万4,000人、接種率は90.4%と全国と同率でございます。また、4回目接種ですが、これまで約136万1,000人が接種し、このうち60歳以上は約120万4,000人、接種率は59.9%で、全国との差は1.8ポイントほどまで縮まっております。小児の接種率ですが、1回目22.2%、2回目20.6%と全国を数ポイント上回る状況が継続しております。

スライド28をご覧ください。小児のワクチン接種ですが、9月6日に政省令の改正が行われまして、予防接種法上の努力義務の位置付けとともに、3回目接種が可能となりましたので、保護者の皆様やお子さんが正しい理解の下で接種を検討いただくよう、引き続き、円滑な接種に向け周知・啓発を行ってまいります。

続いてスライド29をご覧ください。丸の一つ目ですが、オミクロン株対応ワクチンは、9月2日の国のワクチン分科会で、その接種時期、対象者等の議論が行われ、下段の表のとおりですが、初回接種完了の12歳以上の全ての方を対象に、10月半ばを目途に開始することを基本としつつ、重症化リスクの高い高齢者等は、9月半ば以降、前倒し接種を可能とされております。

丸の二つ目に戻りますけれども、国は薬事承認後、今年19日の週から前倒し接種分を配送予定でございまして、現時点で道内に125万人分が入る見込みとなっております、市町村に配分することとしております。

道では、引き続き、国の動向を注視し、市町村や関係団体に迅速な情報提供とともに、円滑な接種促進に向けまして、ワクチン配分など地域実情に即した市町村支援に努めてまいります。

最後にスライド30をご覧いただきたいと思います。丸の一つ目、道のワクチン接種センターでのノババックワクチンですが、最終となります9月25日（日）接種分も既に予約枠を満たしている状況です。丸の二つ目、現在、札幌市のほか、14市町村で接種が進められておりまして、このうち、一部市町村ではまだ空きがありますので、各市町村の状況については、道のホームページからアクセスしてご利用いただければと思います。

その他のスライドについては、本日の説明に関するデータ、あるいは情報でございますので後ほどご覧いただきたいと思います。資料2の説明は以上です。

続いて資料3でございます。資料2「道内の感染状況等」について、専門家や有識者の皆様のご意見を伺いますとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせをしております。有識者、専門家の皆様からは、「概ね妥当である」旨のご意見をいただいております。その内容をご紹介しますと、1-①ですが、新規感染者数は減少傾向にありますが、第6波時より感染者数が多く厳しい状況が続いている。感染者の療養期間が短縮されたが、感染防止行動の徹底は変わらないので、継続した呼びかけが必要。1-②、道内の感染者数は減少傾向がみられるが、引き続き「BA.5対策強化宣言」の下で、感染防止対策の徹底と社会経済活動の再生に向けた取組を進めていくことは必要。今後の全数届出の見直しに当たり、「健康フォローアップセンター」の役割が重要になるため、感染者からのアクセスや医療機関との調整がスムーズに行われるよう適切に対処していただきたい。1-③、本道では「BA.5対策強化宣言」が出ており、全道的には感染者数が減少傾向にあるが、10歳代以下の感染者数が心配な状況。5歳から11歳へのワクチン接種が新たに努力義務化されたが、保護者等の皆さんの不安が払拭され、理解が得られるよう、周知・啓発を続けるとともに、各学校、放課後児童クラブ等における徹底した感染防止対策が引き続き必要。こういったご意見が寄せられております。また、市町村からは、2-①ですけれども、道が検討している「健康フォローアップセンター」は自宅療養者が体調悪化時や不安を感じた時にすぐにつながり、相談できる場所として重要な役割を果たすものと考えていくことから、十分な体制となるようお願いする。こういったご意見が寄せられてございます。こうした面につきましては、今後の対策の参考としてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております札幌市保健所の山口感染症担当部長から、説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

札幌市の山口でございます。資料4に基づきまして、札幌市内の感染状況についてご説明をいたします。それでは、最初のスライドをご覧ください。

新規感染者の1週間の合計につきましては、昨日の時点で1万1,915人、人口10万人当たりでは607.7人となっております。8月下旬以降、新規感染者数は減少しているところでございます。

それでは、次のスライドをご覧ください。入院患者数でございますけれども、昨日時点で231人と、ピーク時の65%程度までに減少しておりますけれども、それでも入院の患者数につきましては依然高い水準にございます。また、入院患者に占める高齢者の60歳以上の割合につきましては、8割となっております。要介護の高齢者受入病床の約60%が使用されていることから、医療への負担のかかる状況が続いていると考えております。重症

者数でございますけれども、赤の折れ線グラフですが、低い水準で4人という状況にあります。

それでは、最後のスライドをご覧ください。直近1週間の検査件数でございますけれども、2万802件となっています。陽性率は昨日の時点で57.3%でございます。

新規感染者数は減少がみられておりますけれども、高齢者などの重症化リスクの高い方への感染を防ぎ、医療への負荷を抑えるためにも、引き続き、基本的な感染対策の徹底とワクチン接種の促進が重要であると考えております。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、各部、振興局等から順次発言をお願いします。まず、道警副本部長からお願いします。

【鈴木北海道警察本部長】

北海道警察本部長の鈴木でございます。よろしく申し上げます。道警察の取組状況についてご説明いたします。道内においてはこれまで、新型コロナウイルス感染症に関連した不審な電話が相次いで確認されており、これらの不審電話は、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの被害に遭う恐れもあります。

道警察では、これらに関連する犯罪を未然に防止するため、ホームページでの注意喚起やツイッター等での情報発信を行っているところであります。

また、職員に対しては、治安に間隙が生じることがないように、組織体制を維持するため、基本的な感染防止対策の徹底について指示しております。

道警察といたしましては、引き続き、治安の維持に必要な警察活動を継続するとともに、ここにお集まりの皆様と連携した対応に万全を期してまいります。

道警察からは以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

この他、各振興局等からご発言がございませんか。なければ、本部長からお願いいたします。

【本部長（鈴木知事）】

本日の道内の新規感染者数4,450人、人口10万人当たりでは628.1人となりました。8月24日が940.8人ということですので、15日連続して減少しています。8月24日をピークに減少に転じた可能性があるという状況です。

また、全道の病床使用率については、34.5%となっております。8月10日の「BA.5対策強化宣言」時と、同程度の水準まで減少してまいりました。減少傾向が続いているものの、依然として高い感染レベルになります。医療への負荷を低減をさせていくためには、感染レベルをもう一段引き下げていくことが重要になります。

各本部員、地方本部員は、市町村や関係団体と連携し、「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」の働きかけを強化するようにお願いいたします。

昨日、政府対策本部において、「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定され、療養の考え方の転換と全数届出の見直し、全国民を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種の促進、自宅療養期間の短縮などの内容が示されました。

道としても、この考え方を踏まえ、感染対策の新たな段階への移行を進めていかなければなりません。

まず、全数届出の見直しについてであります。全国一律で9月26日から適用されることとなりました。このため、道といたしましても、9月26日から実施することとし、その際、①自宅療養をされる方が安心して過ごせるための環境を整備をする、②そうした方を適切に医療に繋ぐ、③保健所や医療機関の負担を軽減する、といった観点の下、国の考え方や他県の状況も確認するとともに、保健所設置市や関係団体とも情報共有をしながら、「健康フォローアップセンター」の機能や体制の検討などを含め、課題への対応に向けた考え方の整理を早急に進めるよう指示いたします。

療養証明書については、国は、9月26日以降、発生届の対象外となる方には発行しないことといたしました。具体的な取扱いについての国の動向を情報収集するように指示いたします。

また、発熱外来への受診集中の緩和を図る「陽性者登録センター」については、これまで、石狩振興局管内を対象として実施してまいりましたが、この取組を踏まえて、来週の9月13日から、対象とする地域を全ての道立保健所管内とするということとともに、対象の年齢についても、0歳から64歳までに拡大いたします。道民の皆様が円滑に利用できるよう、積極的に周知いただくようお願いいたします。

次に、ワクチン接種についてです。国の示した「考え方」において、オミクロン株に対応したワクチンについては、2回目接種を終えた12歳以上の全ての方を対象に、10月半ばを目処に接種を開始し、4回目接種の対象となる高齢者や医療従事者等は、9月に前倒しをして開始することといたしました。10月以降においても、特例臨時接種の期間延長の方針が示されたことから、希望される方が接種を受けられるよう、市町村の支援や道の集団接種会場の活用も含めて、具体的な検討を加速するよう指示いたします。

また、5歳から11歳までのワクチン接種については、新たに努力義務とされ、3回目接種もできるということになりました。接種の検討を積極的にしていただけるように周知を図ってください。

そして、療養期間の短縮については、9月7日から、有症状の方は、10日間から7日間に短縮され、無症状の方は、7日間に変更はないわけですが、検査で陰性確認した場合は5日間に短縮になりました。有症状の方で、症状軽快から24時間経過された方や無症状の方は、マスク着用など感染予防行動の徹底を前提に、必要最小限の外出が認められるということになりました。これまでとは大きく取扱いが変更となります。新たな取扱いについて、現在療養中の方も含め、道民の皆様にしかりと周知していただくようお願いいたします。

また、自宅療養への支援に関しまして、自宅療養セットの電子申請について、こちらは本日から全ての道立保健所に拡大し、併せて、電子申請ができない方に向けたコールセンターも開設をいたします。こうした取組により、引き続き、速やかな配送に努めてまいります。

さらに、国が示した療養の考え方の転換に伴って、発生届の対象外となった方への配送についても対応が必要となります。今後の対応の考え方を整理するように指示いたします。

最後に、国の示した新たな段階への移行に向けては、これまでの様々な取組をスムーズに転換していかなければなりません。先を見越し必要な準備を進めるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして本部員は必要な対応をお願いいたします。以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部第125回本部会議を終了いたします。

（了）